

三島町国土強靱化地域計画



令和8年3月

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章	地域特性	
1	三島町の地域特性	5
2	想定される自然災害リスク	7
第4章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価	8
2	強靱化施策の策定	12
3	脆弱性評価と推進方針の具体的内容	12
第5章	計画の推進	
1	推進体制	13
2	進捗管理及び見直し	13

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評被害を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

そして、同年 7 月には、新潟・福島豪雨（以下「新潟・福島豪雨」という。）災害が発生し、会津管内においても甚大な被害をもたらした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成 30 年 12 月に基本計画の改定を行い、令和 5 年 6 月に基本法改正を行ったのち、令和 5 年 7 月にも改定を行うなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みを整備した。また、福島県では、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和 3 年 4 月に県地域計画の改定を行い、令和 5 年 3 月にも一部改定を行っている。

三島町（以下「本町」という。）においても、東日本大震災や新潟・福島豪雨及び令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「三島町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和 7 年度に最終年度となる本計画を改定し、本町における強靱化施策の一層の充実・強化を図るものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「第五次三島町振興計画」、「三島町地域防災計画」、「三島町水防計画」、「三島町インフラ長寿命化計画」といった様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、三島町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念、基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 三島町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県の西部に位置し、北及び東は柳津町に、西は金山町、南は昭和村に接しており、面積は 90.81 k m²である。1955 年（昭和 30）に当時の宮下村と西方村の 2 村が合併して三島村となり、1961 年（昭和 36 年）に町制を施行した。

地勢は、面積の約 80%が山林・山岳地帯であるため標高 240m から 1,200m の範囲で、その半分以上が 500m 以上である。集落はほとんどが、山岳地帯を流れる河川の河岸段丘上に形成している。河川は、標高 1,234m の志津倉山を源に発する大谷川を始め、そのほとんどが尾瀬を源とし、当町を南北に分断している只見川へ注いでおり、阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

尾瀬を水源とする只見川が町の中央を貫流し、冬季には積雪が 2m 近くなることもあり、特別豪雪地帯にも指定された、典型的な山村である。

(2) 人口

人口の推移をみると、昭和 25 年の 7,721 人（国勢調査）をピークとして、その後新規学卒者の就職や進学のため、若年層を中心とした人口流出が相次ぎ、年々減少の傾向をたどり、平成 27 年には 1,668 人（国勢調査）、令和 2 年には 1,452 人（国勢調査）となり、この 70 年間で約 6,200 人の減少となっている。

年齢別構成の推移をみると、少子高齢化の進行が著しく、令和 2 年では、15 歳未満の年少人口比率が 6.6%（福島県 11.5%、全国 12.1%）、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口比率が 39.5%（福島県 56.7%、全国 59.2%）、65 歳以上の高齢者比率は 53.9%（福島県平均 31.8%、全国平均 28.7%）となっている。

(3) 社会基盤

本町の道路網は、町を横断する国道 252 号を主軸として、国道 400 号、主要地方道会津若松三島線、主要地方道柳津昭和線、一般県道小林会津宮下停車場線がこれを補完し基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加え、各集落において地域住民の生活に密着した町道により、全体として一つの道路網を構成している。

鉄道は、会津若松市と新潟県魚沼市（小出）を結ぶ J R 只見線が走っている。また、町内唯一の公共交通機関として町営路線バスを運行し、町民の通勤・通学・通院等に利用されている。

町の産業は、農林業では稲作、ソバ栽培などが行われており、加えて三島町は会津桐の生産地として知られており、会津桐の植栽と製品化に取り組んでいる。また、新

たな特産品として「会津地鶏」の生産・加工・販売にも取組み、その品質の良さは高い評価を得ている。

冬季間の 2 メートルほどにも達する積雪により生じるこの豊富な水資源を利用した水力発電の電源開発が昭和初期に始まり、三島町にも宮下ダムがつくられ、この事業により三島町の人口も一気に増加したが、建設工事終了とともに人口減少が始まり、急速な過疎化により、人口減少率が県内 1 位になり、三島町独自の地域づくりに取り組んでいく。

2 想定される自然災害リスク

三島町の地域特性を考慮し、以下の3種類の大規模災害によるリスクを想定する。

災害の種類	災害の規模
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・会津盆地西縁断層帯地震（三島町想定：震度6弱～6強）の発生 ・東日本大震災（柳津町震度5弱）と同規模の地震の発生
大雨・土砂災害	大雨特別警報及びそれに伴う土砂災害等の発生
雪害	交通網の麻痺、家屋の倒壊等の大雪による甚大な被害の発生

災害史

災害名	発生年	詳細
慶長会津地震	1611	<ul style="list-style-type: none"> ・震度：6～7 ・震源：大沼郡三島町大字滝谷付近
新潟地震	1964	<ul style="list-style-type: none"> ・震度：5（規模） ・震源：新潟県下越沖 ・被害：道路、家屋、店舗商品、農業施設に損壊等
東日本大震災	2011	<ul style="list-style-type: none"> ・震度：7（規模（最大）） ・震源：東北地方太平洋沖 ・被害：死者・行方不明者2万2千人余（12都道県）
新潟・福島豪雨災害	2011	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量：711.5mm（4日間総降水量、只見観測所） ・被害：床上浸水3棟 林道等土砂崩れ 地区内を流れる沢の氾濫
令和元年 東日本台風	2019	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量：445.5mm（11日5時～13日6時、川内） ・被害：大雨特別警報（10月12日22時、三島町） 死者90名、行方不明者9名、住家の全半壊等4,008棟、住家浸水70,341棟（全国）
令和7年2月豪雪	2025	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪量：最大270cm（2月7日、間方） ・被害：会津17市町村に災害救助法適用 人的被害1件、住家被害4件（三島町）

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。

想定すべき災害リスクの設定



「起きてはならない最悪の事態」の設定



【脆弱性評価】

事態回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価



評価結果を踏まえ強靱化施策の推進方針を策定

(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去に発生した自然災害による被災状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後町内に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町の地域特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (28項目)		強靱化施策の推進方針
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 橋梁等施設の耐震対策等【産業建設課】 2 町有施設(庁舎等)の耐震化等【総務課】 3 教育施設の耐震化等【教育委員会】 4 社会福祉施設の耐震化等【町民課】 5 空き家対策の推進【地域政策課】 6 消防広域応援体制の強化【総務課】 7 災害時の応援体制の強化【総務課】 8 消防団の充実・強化【総務課】
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川管理施設の整備等【産業建設課】 2 ハザードマップの利活用【総務課・教育委員会】 3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【総務課・町民課・教育委員会】
	1-3	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化【総務課・産業建設課】 2 道路の除雪体制等の確保【産業建設課】 3 道路の防雪施設の整備【産業建設課】
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 1 物資等供給体制の充実・強化【総務課】 2 応急給水体制の整備【産業建設課】 3 上水道施設の防災・減災体制【産業建設課】 4 非常用物資の備蓄【総務課・町民課】 5 道路の防災・減災対策【産業建設課】 6 迂回路となり得る農道・林道の整備【産業建設課】
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 「② 2-1 5」に同じ 2 「② 2-1 6」に同じ
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び対応力の強化【全体】 2 「① 1-1 6」に同じ 3 「① 1-1 8」に同じ
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持【町民課】 2 福祉避難所の充実・確保【総務課・町民課】 3 「① 1-1 4」に同じ
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症予防措置の推進【町民課】 2 農業集落排水施設の維持管理【産業建設課】 3 合併処理浄化槽の転換促進【産業建設課】 4 家畜伝染病対策の充実・強化【産業建設課】
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 「② 2-5 1」に同じ 2 「② 2-5 2」に同じ

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (28項目)		強靱化施策の推進方針
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	1 業務継続に必要な体制の整備【総務課】 2 受援体制の整備【全体】 3 防災拠点施設の機能確保【総務課】 4 「① 1-1 2」に同じ 5 「② 2-3 1」に同じ 6 職員被災による情報発信機能低下【総務課】
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	1 「③ 3-1 3」に同じ 2 必要不可欠な情報通信機能の確保【総務課】
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	1 住民等への情報伝達体制の強化【総務課・特命担当課】
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、非難行動や救助・支援が遅れる事態	1 「④ 4-2 1」に同じ 2 三島町 ICT・デジタル化推進計画策定【総務課】 3 外国人に対する多言語化による情報提供【総務課】 4 避難行動要支援者対策の推進【総務課・町民課】 5 「② 2-4 2」に同じ 6 「② 2-3 1」に同じ 7 自助・共助の取組促進【総務課】 8 自主防災組織等の整備【総務課】
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	1 「② 2-1 5」に同じ 2 「② 2-1 6」に同じ 3 「① 1-1 1」に同じ
	5-2	食料等の安定供給の停滞	1 「② 2-1 5」に同じ 2 「② 2-1 6」に同じ 3 食料生産基盤の整備【産業建設課】 4 農業水利施設の適正な保全確保【産業建設課】
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	1 災害時応援体制の整備(エネルギー供給)【総務課・産業建設課・地域政策課】 2 再生可能エネルギーの導入拡大【地域政策課】
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	1 「② 2-1 3」に同じ 2 「② 2-5 2」に同じ 3 「② 2-5 3」に同じ
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	1 「② 2-1 5」に同じ 2 「② 2-1 6」に同じ 3 「① 1-1 1」に同じ 4 「① 1-3 2」に同じ 5 「① 1-3 3」に同じ 6 「① 1-2 1」に同じ 7 地域公共交通の確保【総務課】

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (28項目)		強靱化施策の推進方針
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-4	異常渇水等による用水の供給途絶	1 農業用水の渇水対策【産業建設課】
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	1 「⑤ 5-2 4」に同じ 2 「① 1-2 1」に同じ
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出	1 アスベスト等使用被災建築物の適切な管理【総務課・産業建設課・町民課】
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1 「⑤ 5-2 5」に同じ 2 「治山施設の整備等」【産業建設課】 3 「災害に強い森林の整備」【産業建設課】 4 「⑤ 5-2 4」に同じ 5 鳥獣被害防止策の充実・強化【産業建設課】 6 農業・林業の担い手育成【産業建設課】
	7-4	風評等による地域経済等への甚大な影響	1 放射線モニタリング体制の充実・強化【産業建設課】 2 「③ 2-5 4」に同じ
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 災害廃棄物処理計画の策定・推進【総務課・町民課・産業建設課】 2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化【町民課】
	8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 応援職員の受け入れ【全体】 2 災害時応援協定締結者との連携強化【総務課】 3 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化【総務課・町民課】 4 罹災証明等に係る円滑な被災者支援【総務課】
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 地域コミュニティの再生・活性化【総務課・地域政策課・教育委員会】 2 「⑥ 6-3 7」に同じ 3 「④ 4-3 7」に同じ 4 「④ 4-3 8」に同じ
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1 「⑧ 8-3 1」に同じ 2 文化財の保存・活用【教育委員会】
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	1 「② 2-1 1」に同じ

(ウ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群を強靱化政策の推進方針として整理し、そのそれぞれに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 強靱化施策の策定

第4章における脆弱性の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに策定した。

なお、本計画で設定した28の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

本町の脆弱性評価の結果と強靱化施策については、別紙：脆弱性評価・強靱化施策のとおりである。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、全庁的に国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組むものとする。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、強靱化施策の進捗管理を適正に行い、本庁を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：見直し・改善）サイクルによる見直しを適宜行うものとする。



【備考】

令和3年3月 策定

令和8年3月 改定

三島町国土強靱化地域計画

【令和8年3月】

三島町 総務課

〒969-7511

福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下 350 番地

電話 0241-48-5511

FAX 0241-48-5544